

# 横手駅西口駅前振興組合趣意書

## 1 設立の目的

横手駅西口は横手市9万人のうち8万人の居住生活に面した横手の玄関口です。

23年10月1日には駅東西口と東西自由通路が完成するにあたり、駅西口の振興策や発展計画が具体的に進展しない現実を踏まえ、横手駅西口の事業者が共同して振興発展の担い手となり、駅前駐車場や高速バスの待合室の管理運営などの振興策や今後の計画的発展を行政と一緒に進めて行く事が、今いま緊急に求められております。

また、駅西口事業者の宣伝「横手駅西口駅前マップ」や広告イベント「横手駅西口駅前まつり」を行い事業者間の協力体制を築き横手駅西口の発展スピードを速める必要があると考えます。そこで、魅力ある横手駅西口を造るため、趣旨に賛同する方々が協力の力及び相互扶助の精神に基づき管理運営事業、勉強会や研修事業を積極的に行い、経営の安定と社会的地位及び経済的地位の向上を図るために、ここに横手駅西口駅前振興組合を設立するものであります。

## 2 組織及び事業計画の概要

(1) 名称 横手駅西口駅前振興組合

(2) 地区 秋田県横手市の区域とする。

(3) 事務所の所在地 秋田県横手市前郷字上三枚橋25番地に置く。

(4) 組合員たる資格 次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

①本組合の趣旨に賛同し協力できること

②組合の地区内（横手駅西口を中心に概ね半径300m圏内）に事業場を有すること

(5) 事業計画の概要

①横手駅西口駅前駐車場・高速バスの待合室に関する管理運営事業

②横手駅西口振興や広告宣伝の為のイベント事業

③組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

④前各号の事業に附帯する事業

(6) 賦課金の賦課徴収方法

①賦課金の額

初年度、次年度とも賦課金については、次のとおりとする。

均等割賦課金 1組合員 年額 6,000円

②賦課金の徴収方法

賦課金については、原則5月末日までに徴収するものとする。

(7) 役員の数及び任期

理事 5人以上8人未満 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

監事 2人 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

平成24年 4月 9日

横手西口駅前振興組合代表理事

株式会社 横手市民市場 代表取締役 松井 豊